

| | | |
|---|----------------|------------------------|
|  | <h1>鳥取県公報</h1> | 令和4年6月14日（火） 第9407号 |
| | | 毎週火・金曜日発行 |

目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（3件）（341～343）（企業支援課）・・・2
- ◇ 公 告 クロスボウの取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・4
- ◇ 正 誤 令和4年5月24日付鳥取県公報第9401号中訂正・・・4

告 示

鳥取県告示第341号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取駅ショッピングプラザ 鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一 島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和3年4月29日ほか
- 5 届出年月日
令和4年5月30日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和4年6月14日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第342号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
J U 米子高島屋 米子市角盤町一丁目30
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ジョイアーバン 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目27-2
株式会社米子高島屋 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目30
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和2年3月1日ほか
- 5 届出年月日

令和4年5月31日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和4年6月14日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第343号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和4年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JU米子高島屋 米子市角盤町一丁目30

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイアーバン 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目27-2

株式会社米子高島屋 代表取締役 宇田川 正樹 米子市角盤町一丁目30

3 変更する事項

施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後7時

変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後7時30分まで

変更後 午前7時30分から午後10時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前8時から午後6時まで

変更後 午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

令和4年6月1日

5 届出年月日

令和4年5月31日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和4年6月14日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3の2第1項の規定によりクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年6月14日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするものを対象とする。（定員15人）

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------|
| 初心者講習 | | 令和4年7月13日 午前10時00分から 午後3時30分まで | 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎3階 第302会議室 | 鳥取県内の各警察署の管内に 居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 4時間30分

(2) 講習課目

ア クロスボウの所持に関する法令

イ クロスボウの使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 6,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

正 誤

令和4年5月24日付鳥取県公報第9401号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 7

欄 農地の所在及び地番の欄

行 下から12

誤 米子市尾高字森下ノ東3247-1

正 米子市尾高字森下ノ東3274-1

頁 7

欄 農地の区分の欄

行 下から1

誤 米子市尾高字森下ノ東3247-1

正 米子市尾高字森下ノ東3274-1